

法人税の額から控除される特別控除額に関する
明細書

連 結 業 度 年	・ ・ ・ ・	法人名
-----------------------	------------------	-----

調整前連結税額超過額の計算				
各連結法人の当期税額 控除可能額の合計額	1	(35の①) 円	法人税の額から控除される特別控除額 (1)と(2)のうち少ない金額) 円	
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	2		調整前連結税額超過額 (1) - (3)	
調整前連結税額超過構成額の明細				
措法第68条の15の6第1項 各号の該当号等			当期税額控除可能額	
			調整前連結税額超過構成額	
			①	
			②	
第 1 号	前期繰越分計	5 総額	別表六の二(二十)付表「13の①」 円	別表六の二(二十)付表「13の②」 円
		6 特別	別表六の二(二十)付表「14の①」	別表六の二(二十)付表「14の②」
	当期分	7 総額	別表六の二(三)「9」	
		8 特別	別表六の二(三)「16」	
第 2 号	前期繰越分計	9	別表六の二(二十)付表「21の①」	別表六の二(二十)付表「21の②」
	当期分	10	別表六の二(四)「5」	
第 3 号	当期分	11	別表六の二(五)「16」	
第 4 号	前期繰越分計	12	別表六の二(二十)付表「24の①」	別表六の二(二十)付表「24の②」
	当期分	13	別表六の二(八)「25」	
第 5 号	前期繰越分計	14	別表六の二(二十)付表「27の①」	別表六の二(二十)付表「27の②」
	当期分	15	別表六の二(九)「25」	
第 6 号	前期繰越分計	16	別表六の二(二十)付表「32の①」	別表六の二(二十)付表「32の②」
	当期分	17	別表六の二(十一)「26」	
第 7 号	前期繰越分計	18	別表六の二(二十)付表「35の①」	別表六の二(二十)付表「35の②」
	当期分	19	別表六の二(十三)「26」	
第 8 号	当期分	20	別表六の二(十四)「20」	
第 9 号	当期分	21	別表六の二(十五)「15」	
第 10 号	前期繰越分計	22	別表六の二(二十)付表「38の①」	別表六の二(二十)付表「38の②」
	当期分	23	別表六の二(十六)「25」	
第 11 号	当期分	24	別表六の二(十七)「16」	
平成24年改正前の第7号	前期繰越分計	25	別表六の二(二十)付表「43の①」	別表六の二(二十)付表「43の②」
	当期分	26	別表六の二(十二)「26」	
平成23年12月改正前の第4号	前期繰越分計	27	別表六の二(二十)付表「46の①」	別表六の二(二十)付表「46の②」
	当期分	28	別表六の二(七)「25」	
平成23年12月改正前の第7号	前期繰越分計	29	別表六の二(二十)付表「49の①」	別表六の二(二十)付表「49の②」
	当期分	30	別表六の二(十)「28」	
		31	別表六の二(十)「48」	
震災特例法第25条の2第2項 若しくは第3項、第25条の2の2 第2項若しくは第3項又は第25条 の2の3第2項若しくは第3項	前期繰越分計	32	別表六の二(二十)付表「54の①」	別表六の二(二十)付表「54の②」
	当期分	33	別表六の二(十八)「26」	
震災特例法第25条の3第1項、第25条の 3の2第1項又は第25条の3の3第1項	当期分	34	別表六の二(十九)「17」	
合 計		35		(4)

別表六の二(二十) 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(二十)の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の6（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成24年改正法附則第34条（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定、平成23年12月改正法附則第80条（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の4第1項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合があります。））、平成25年改正前の措置法（以下「平成25年旧措置法」といいます。）第68条の15の3（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成25年旧措置法第68条の9の2第2項第3号又は第5項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第68条の9第3項又は第7項（連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）に係る部分に限ります。）又は平成23年12月改正前の措置法（以下「平成23年12月旧措置法」といいます。）第68条の15の3（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成23年12月旧措置法第68条の12第2項、第3項又は第5項（事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）に係る部分に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「調整前連結税額超過構成額②」の各欄には、「調整前連結税額超過額4」に記載された金額が控除可能期間（措置法第68条の15の6第1項、平成25年旧措置法第68条の15の3第1項又は平成23年12月旧措置法第68条の15の3第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に措置法第68条の15の6第1項、平成25年旧措置法第68条の15の3第1項又は平成23年12月旧措置法第68条の15の3第1項に規定する調整前連結税額超過額を構成する金額を記載します。
- 3 「平成24年改正前の第7号」の各欄は、平成24年改正法附則第33条第1項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正前の措置法第68条の14第2項又は第3項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 4 「平成23年12月改正前の第4号」の各欄は、平成23年12月改正法附則第72条（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月旧措置法第68条の10第2項又は第3項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 5 「平成23年12月改正前の第7号」の各欄は、平成23年12月旧措置法第68条の12第2項、第3項又は第5項の規定の適用を受ける場合に記載します。